一般社団法人　東京都作業療法士会

賛　助　会　員　規　程

平成24年3月7日
平成24年7月25日
平成25年6月16日
平成30年6月20日
平成31年3月27日
令和元年5月29日
令和8年1月28日

（賛助会員）

第１条　一般社団法人東京都作業療法士会定款第5条第2号及び第6条第2項、第7条に従い，本会の目的に賛同し，これを援助しようとする個人又は法人は，賛助会員入会申込書を会長に提出し，理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

（賛助会員の種類）

第２条　賛助会員の種類を次のとおりとする。

Ａ会員
Ｂ会員
Ｃ会員
養成校会員

２．養成校会員については，別に定める養成校賛助会員規程を適用する。

（賛助会員の会費）

第３条　賛助会員のうちＡ会員，Ｂ会員，Ｃ会員の会費は，1口5千円として次のとおりとする。

Ａ会員　　10口以上
Ｂ会員　　6口以上
Ｃ会員　　1口以上

２．会費の納入は原則として，当該年度の６月末日までとする。

（退会）

第４条　賛助会員は，任意に退会しようとする場合は，書面をもってこれを本会に届け出なければならない。

（賛助会費の不返還）

第５条 既に納入した賛助会費は、返還しない。

（賛助会員の特典）

第６条　賛助会員である個人及び法人は，次の特典を受けることができる。

(1) 作業療法に関する設備，機器等の開発，改良，情報収集等を行う場合には，本会から指導，助言を受けることができる。

(2) 本会が主催する学会，研修会等で展示設備のある場合には，次の展示空間を無償で利用することができる。

Ａ会員　　２展示区分
Ｂ会員　　１展示区分

但し，設営にかかる実費は，当該賛助会員の負担とする。

(3) 本会が管理するホームページ内の賛助会員名簿に，事務所，営業所，電話番号のほか，営業品目等

を無料で掲載することができる。また、本会ホームページに賛助会員のホームページをリンクさせることができる。

(4) 本会が発行する機関誌・紙に広告を掲載する場合は，掲載料金につき次の特典を受ける。

Ａ会員　　３割引

Ｂ会員　　２割引

Ｃ会員　　１割引

(5) 本会が発行する機関紙「東京都作業療法士会ニュース」発送時に、賛助会員が用意したチラシA4版1枚を無料で次のとおり封入することができる。

Ａ会員　　年間６回発行すべて

Ｂ会員　　年間６回発行のうちの任意の３回

なお、チラシの用意は賛助会員が行い、ニュースの発送に遅滞が起きないように発送業者へ届けなければならない。また、チラシ内容は事前に理事会の承認を受けることとする。

（賛助会員資格の喪失）

第７条　賛助会員は，次の各号のいずれかに該当する場合は，賛助会員の資格を喪失するものとする。

(1) 入会申込書に虚偽の記載があったと判明した場合。

(2) 第3条第2項に定める期間内に年会費を納入しない場合。

(3) 本会の名誉及び会員の不利益や信用を損なう行為またはそれらの恐れがある行為等を行った場合。

(4) その他賛助会員としてふさわしくない言動又は行為があったと理事会が判断した場合。

２　賛助会員を除名するときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（募金の制限）

第８条　本会は，本会が主催する学会，研修会等に際し，賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

（規程の変更）

第９条　この規程の変更は，理事会の議決によらなければならない。

附　　則

１．この規程は，平成24年3月8日から施行する。

２．この規程は一部改正し，平成24年7月25日より施行する。

３．この規程は一部改正し，平成25年6月16日より施行する。

４．この規程は一部改正し，平成 30 年 6 月 23 日より施行する。

５．この規程は一部改正し，平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

６．この規程は一部改正し，令和元年 5 月 29 日より施行する。

７．この規程は一部改正し，令和 8 年 1 月 28 日より施行する。